

市への意見・要望（令和4年10月分）

（令和4年10月1日～31日受付分）

| 受付日   | 件名                 | 意見・要望の内容  | 市の回答・対応   | 担当課      |
|-------|--------------------|---|---|----------|
| 10/7  | 公園内のゴミ箱、トイレの汚さについて | <p>小山にある丹北小山下大船児童公園内に、ゴミ箱がない為、毎日の様にお菓子の袋などが散乱しています。</p> <p>うちの子供含め数人がしょっちゅう拾って帰ってきている状況です。</p> <p>それと、トイレが汚すぎて子供たちが全く使えません。トイレトーパー等も補充されず掃除も全くされず。</p> <p>両方よろしくをお願いします。</p>  | <p>公園内のごみ箱ですが、ごみ箱を設置すると、そこに家庭ごみ等を持ち込まれる事案が過去には何度も繰り返されました。公園利用者だけでなく近隣住民の方にご迷惑をかけることもあり、本市では、ごみは持ち帰っていただくこととしており、原則、ごみ箱は設置しておりません。</p> <p>また、公園内のトイレも、定期的に清掃を行っておりますが、モラルを疑うような使い方をされることが度々ございます。この度は、不愉快な思いをさせてしまい申し訳ありませんでした。今後は、定期的な清掃に加えてパトロールを行い、状況確認を行ってまいりますので、ご理解、ご協力をお願いします。</p>   | 農とみどり保全課 |
| 10/17 | 国民健康保険料の件          | <p>国保から健保加入により国保の脱退手続きにいきました。</p> <p>保険料は一年分を10回で支払と初めて知りました。私の場合9/25から健保加入となったので九月分の保険料は不要だと思っていたが4.5月分の支払いが必要といわれ追加支払いとなった。新保険料は6月から翌年の5月までの12回支払にして欲しく要望します。10回支払いは保険料も増額されるので支払いが苦しくなります。</p> <p>市民の為と思うなら是非検討願います。12回払にできない場合は理由をお聞かせください。</p>   | <p>国民健康保険料を1年間で10回に分けてお支払いいただく理由と致しましては、地方自治法第208条において、会計年度は4月1日から翌年の3月31日までと定められており、その年度の保険料(4月～翌年3月分)をその年度内に納付いただく必要があるため、藤井寺市国民健康保険条例第15条にて、1期から10期分をそれぞれ6月から翌年3月までに納めていただくよう定めております。</p> <p>そのため、市民の皆様には、ご理解とご協力をお願いしております。よろしくをお願いします。</p>   | 保険年金課    |
| 10/18 | 住民監査請求による監査について    | <p>地方自治法第242条の「住民監査請求による監査」について、住民監査請求の説明資料が見当たりません。ホームページに「請求の方法、請求書の作り方、請求書の書式・記載例など」を掲載してください。</p> <p>令和元年度以降の「住民監査請求による監査」結果について、回答してください。</p>  | <p>① 住民監査請求については、地方自治法施行規則第13条の別記にて、様式が定められており、本市では請求書の様式は定めておりません。しかし、問い合わせいただいた方には、「住民監査請求の方法、請求書の作り方、請求書の記載例など」を記載したものをお示ししております。（ホームページでの掲載は行っていません。）</p> <p>したがいまして、その記載した文書等を送付いたします。</p> <p>② 令和元年度以降の「住民監査請求による監査」結果につきましては、平成31年3月に「藤井寺市一般廃棄物収集運搬業務委託契約」の執行の差し止めを求めた請求が1件ございましたが、措置の必要を認める理由がないものとして令和元年5月に棄却となりました。</p> | 監査委員事務局  |
| 10/28 | コロナ給付金に関して         | <p>今回メッセージ送らせてもらいたいと思った内容が息子が2歳3ヵ月になりましたがコロナの初期の時に出産しました。</p> <p>7月23日生まれです。</p> <p>国から全員に配布して下さった一律給付金10万円は令和2年7月半ば～8月あたりにかけて産まれた子供は対象外で頂いておりません。</p> <p>コロナの中出産したにも関わらず2週間あまりの子供だけが対象外でした。</p> <p>その後の子供支援金などは頂いて大変助かりました。</p> <p>これからの事も大事ですがこの間に産まれた子供が国から対象外になっている為市からぜひ少しでもいいので給付金頂きたいです。</p> | <p>お問い合わせの特別定額給付金（1人につき10万円）につきましては、制度が令和2年4月27日時点において、住民基本台帳に記録されている方が給付対象者となっておりますので、令和2年7月23日にお生まれのお子様につきましては、対象外となります。</p> <p>申し訳ございませんが、特別定額給付金が支給できないことについて、ご理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>なお、同年8月に藤井寺市の独自施策として、0～18歳までの児童がいる世帯を対象にした「子どもの笑顔サポート給付金」（1人につき2万円）を支給しておりこちらの給付金はお受け取りいただいているかと存じます。</p>                             | 子育て支援課   |

|       |          |   |   |       |
|-------|----------|---|---|-------|
|       |          | どうか検討、宜しくお願い致します。   | <p>また、現在は令和4年度藤井寺市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）を実施しております。収入が急変し、住民税（均等割）が非課税である方と同等の収入になった方は給付金支給の対象となる可能性がございますので、ご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>○令和4年度藤井寺市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）について</p> <p><a href="https://www.city.fujiidera.lg.jp/soshiki/kodomo_mirai/kosodateshien/12922.html">https://www.city.fujiidera.lg.jp/soshiki/kodomo_mirai/kosodateshien/12922.html</a></p> |       |
| 10/29 | 近鉄バスについて | <p>近鉄バスをよく利用するのですが、藤井寺駅前方面にしか停まらず、林や大井、道明寺、惣社方面には全く来ないので、出来ればバス停を作って欲しい。駅からの距離も遠いのに、バス停もなく、せめて、何本かに一本はそちら方面も通るようにしてくれたら嬉しい。</p> | <p>現在、藤井寺市域を運行している路線バスは八尾方面の八尾線と羽曳が丘・四天王寺大学方面の羽曳野線があり、いずれも、藤井寺駅を中心に発着しています。以前は、旧国道170号を通る富田林線が志紀から富田林まで運行されていましたが、利用者の減少に伴い、段階的に便数の削減や区間廃止が行われ、現在では完全に撤退されています。</p> <p>本市に限らず全国的に路線バスの利用者は減少傾向にあり、公共交通の維持・確保が問題になっているところであり、本市においても、公共交通のあり方について現在、調査・検討を進めています。今回のご要望につきましては、バス事業者とも情報共有を図り、今後の検討の参考にさせて頂きたいと思っております。</p>  | まち建設課 |